

令和5年度

美作圏域指定相談支援事業者に対する

集団指導資料

○目次

- 1 制度改正の概要（自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援）（P.1）
※資料は、厚生労働省ホームページ掲載の
「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」
より抜粋しています。
- 2 地域移行支援とは？（P.4）
- 3 地域定着支援とは？（P.5）
- 4 実地指導における主な指摘事項について（計画、障害児、一般相談共通）
（P.6）

令和6年3月25日

岡山県美作県民局健康福祉部

健康福祉課事業者班

福祉・介護職員等処遇改善加算について①

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

概要

- 障害福祉現場で働く方々にとって、令和 6 年度に 2.5%、令和 7 年度に 2.0% のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。
- 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた 4 段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- 就労定着支援の就労定着支援員、自立生活援助の地域生活支援員、就労選択支援の就労選択支援員を、処遇改善加算等の対象に加える。

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に、以下の加算率を乗じる。
加算率は、サービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

単位数

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善				サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善			
	I	II	III	IV		I	II	III	IV
居宅介護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%	就労継続支援 B 型	9.3%	9.1%	7.6%	6.2%
重度訪問介護	34.3%	32.8%	27.3%	21.9%	就労定着支援	10.3%		8.6%	6.9%
同行援護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%	自立生活援助	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
行動援護	38.2%	36.7%	31.2%	24.8%	共同生活援助（介護サービス包括型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
重度障害者等包括支援	22.3%		16.2%	13.8%	共同生活援助（日中サービス支援型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
生活介護	8.1%	8.0%	6.7%	5.5%	共同生活援助（外部サービス利用型）	21.1%	20.8%	19.2%	15.2%
施設入所支援	15.9%		13.8%	11.5%	児童発達支援	13.1%	12.8%	11.8%	9.6%
短期入所	15.9%		13.8%	11.5%	医療型児童発達支援	17.6%	17.3%	16.3%	12.9%
療養介護	13.7%	13.5%	11.6%	9.9%	放課後等デイサービス	13.4%	13.1%	12.1%	9.8%
自立訓練（機能訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%	居宅訪問型児童発達支援	12.9%		11.8%	9.6%
自立訓練（生活訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%	保育所等訪問支援	12.9%		11.8%	9.6%
就労選択支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	福祉型障害児入所施設	21.1%	20.7%	16.8%	14.1%
就労移行支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	医療型障害児入所施設	19.1%	18.7%	14.8%	12.7%
就労継続支援 A 型	9.6%	9.4%	7.9%	6.3%					

（注）令和 6 年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の 3 加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができる等の激変緩和措置を講じる。

福祉・介護職員等処遇改善加算について②

算定要件等

- 新加算（Ⅰ～Ⅳ）は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
 - ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率（※） 既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字

		対応する現行の加算等（※）	新加算の趣旨	
新加算（福祉・介護職員等処遇改善加算）	Ⅰ	<p>新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（生活介護の場合、介護福祉士25%以上等） 	<p>a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】</p> <p>b. 特定処遇加算（Ⅰ）【1.4%】</p> <p>c. ベースアップ等支援加算【1.1%】</p>	事業所内の経験・技能のある職員を充実
	Ⅱ	<p>新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】（令和7年度） ・ グループごとの配分ルール【撤廃】 	<p>a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】</p> <p>b. 特定処遇加算（Ⅱ）【1.3%】</p> <p>c. ベースアップ等支援加算【1.1%】</p>	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
	Ⅲ	<p>新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備 	<p>a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】</p> <p>b. ベースアップ等支援加算【1.1%】</p>	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
	Ⅳ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新加算（Ⅳ）の1/2（2.7%）以上を月額賃金で配分 ・ 職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】（令和7年度） ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等 	<p>a. 処遇改善加算（Ⅱ）【3.2%】</p> <p>b. ベースアップ等支援加算【1.1%】</p>	福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※ 加算率は生活介護のものを例として記載。

自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援の充実

① 対象者の明確化（自立生活援助、地域定着支援）

- 同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、サービスが利用できる対象者を明確化する。

② 基本報酬の見直し（自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援）

- 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
- 効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、支援の実態に応じた基本報酬区分を新設する。

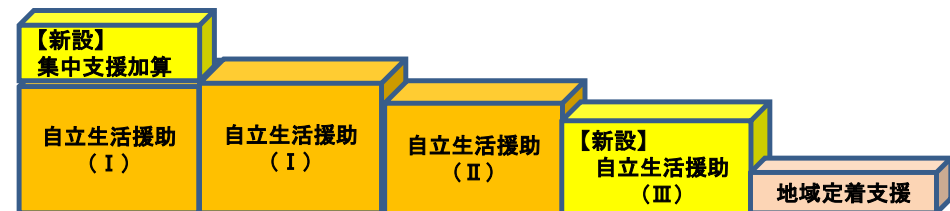
自立生活援助	【現 行】	自立生活援助サービス費（Ⅰ）1,558単位／月（30人未満）	1,090単位／月（30人以上）
		自立生活援助サービス費（Ⅱ）1,166単位／月（30人未満）	817単位／月（30人以上）
	【見直し後】	自立生活援助サービス費（Ⅰ） 1,566 単位／月（30人未満）	1,095 単位／月（30人以上）
		自立生活援助サービス費（Ⅱ） 1,172 単位／月（30人未満）	821 単位／月（30人以上）
	【新 設】	自立生活援助サービス費（Ⅲ） 700単位／月 * 居宅への訪問とテレビ電話等を活用した支援をそれぞれ月1回ずつ以上で算定	
地域移行支援	【現 行】	地域移行支援サービス費（Ⅰ）3,504単位／月	（Ⅱ）3,062単位／月、（Ⅲ）2,349単位／月
	【見直し後】	地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3,613 単位／月	（Ⅱ） 3,157 単位／月（Ⅲ） 2,422 単位／月
地域定着支援	【現 行】	・体制確保費 306単位／月	緊急時支援費（Ⅰ）712単位／日 緊急時支援費（Ⅱ）95単位／日
	【見直し後】	・体制確保費 315 単位／月	緊急時支援費（Ⅰ） 734 単位／日 緊急時支援費（Ⅱ） 98 単位／日

③ 集中的な支援の評価（自立生活援助）

- 利用者の支援の必要性に応じて、おおむね週1回を超えて訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する加算を新設する。

【新設】集中支援加算 **500単位／月**

* 自立生活援助サービス費(Ⅰ)において、月6回以上の訪問による支援を実施した場合に加算



④ サービス提供体制の推進（自立生活援助）

- 併設する相談支援事業所において、地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができるよう、人員基準を見直す。
- サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を60：1とする。
- 多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止する。

2 地域移行支援とは？

障害者支援施設に入所又は精神科病院に入院している障害者、その他地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする方への援助を行うサービス

人員基準

管理者	
地域移行支援従業者	1人以上は相談支援専門員 特定相談・一般相談との兼務可

サービスの内容

下記についての支援の提供（おおむね週1回以上対面による）	
①住居の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・対象サービスの限定有 ・事業者等への委託により行う
②地域移行のための相談	
③外出の際の同行	
④障害福祉サービスの体験的な利用等	

基本報酬（月額）

地域移行支援サービス費(I)	
(1)前年度に3人以上の地域移行の実績を有すること	
(2)次の要件のうちいずれかを満たすこと	
①従業者のうち1人以上は社会福祉士又は精神保健福祉士であること	
②従業者である相談支援専門員のうち1人以上は精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の終了者であること	
(3)障害者支援施設又は精神科病院（地域移行支援の対象施設）と緊密な連携を図り、地域移行に向けた障害福祉サービスの説明などの活動を概ね月1回以上行っていること	
3,504 単位 → <u>3,613</u> 単位	
地域移行支援サービス費(II)	
社会福祉士や精神保健福祉士等の配置や地域移行実績について一定の基準を満たす場合	
3,062 単位 → <u>3,157</u> 単位	
地域移行支援サービス費(III) 上記以外の場合	
2,349 単位 → <u>2,422</u> 単位	

※報酬額の全額が地域相談支援給付費として支給され、利用者の自己負担はない

3 地域定着支援とは？

居宅において単身等で生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に必要支援を行うサービス

人員基準

管理者	
地域定着支援従業者	1人以上は相談支援専門員 特定相談・一般相談との兼務可

サービスの内容

常時の連絡体制の確保	
緊急時の支援等	居宅への訪問、電話による状況把握
	一時的な滞在による支援等

基本報酬

常時の連絡体制を確保するための基本報酬は月額

緊急時の支援は実績払い

体制確保費（月額）	306 単位 → <u>315 単位</u>
緊急時支援加算（Ⅰ）	712 単位 → <u>734 単位</u>
緊急時支援加算（Ⅱ） （深夜における電話相談）	95 単位 → <u>98 単位</u>

※報酬額の全額が地域相談支援給付費として支給され、利用者の自己負担はない

4 実地指導における主な指摘事項について

① 内容及び手続きの説明及び同意

- × 重要事項説明書の内容が、運営規程の内容と異なっている。

→ 重要事項説明書の内容は、運営規程の内容、事業所の運営実態、パンフレット等の内容と一致するようにしてください。

- × 指定を受けた事業について、現に利用の申し込みがないため、必要書類を整備していない。

→ 指定を受けた事業については、現に利用の申し込みがない場合であっても、必要書類（運営規程、重要事項説明書、利用契約書など）を整備しておいてください。

② 契約内容の報告等

- × 利用契約の際、受給者証記載事項その他必要な事項を支給決定市町村に対する報告がされていない、遅れている。

→ 利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項等の必要な事項を支給決定市町村に遅滞なく報告してください。

③ サービスの提供の記録

- × サービスを提供した際に、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービス提供の都度記録していない。〔地域移行支援、地域定着支援〕

→ サービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービス提供の都度記録し、利用者からサービスを提供したことについて確認を受けてください。

④ 給付費の額に係る通知等

- × 法定代理受領により給付費の支給を受けたが、利用者にもその額を通知していない。

→ 法定代理受領により市町村から給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し給付費の額を通知してください。また、その際には、通知書に加えて明細書を添付する等給付費の内訳がわかるようにしてください。

⑤ 具体的取り扱い方針

- × 継続サービス利用支援（モニタリング）について、計画通りに実施していない。
〔計画相談、障害児相談〕

→ 市町村が利用者の心身の状況等を勘案して設定する実施予定月ごとにモニタリングを実施してください。

- × サービス担当者会議が開催されていない。〔計画相談、障害児相談〕
- × サービス担当者会議を行った記録が残っていない。〔計画相談、障害児相談〕

→ サービス等利用計画案について、計画に位置付けた障害福祉サービス事業者の専門的な見地からの意見を求めることは重要です。意見徴収の場としてサービス担当者会議を活用してください。また、会議を行った際は適切に記録を残してください。

- × アセスメント、モニタリングに当たって、利用者宅等を訪問せずに行っている。

→ アセスメント、モニタリングに当たっては、利用者の居宅等を訪問して利用者等に面接する必要があります。

⑥ 運営規程

- × 運営規程の「人権の擁護及び虐待の防止のための措置」について、虐待防止委員会の設置についての記載がない。

→ 令和3年4月の基準改正により見直された虐待防止に関しての措置について、運営規程に記載しなければなりません。記載漏れがないか、記載があっても表現が努力義務のままになっていないかを自主点検して、変更が必要な場合は、早急に変更し、変更届を提出してください。

⑦ 勤務体制の確保等

- × 従業者の資質向上のための研修の機会が確保されていない。

→ 従業者の資質の向上のために研修計画を作成し、研修の機会を計画的に確保してください。

- × 就業規則等に職場において行われるハラスメント対策について記載がなく、適切な対策がとられていない。

→ 就業規則等において、ハラスメント対策について規定するなど、従業者の就業環境が害されることを防止するために、必要な措置を講じてください。

⑧ 業務継続計画の策定等

- × 感染症や非常災害の発生時に、サービスの提供を継続的に実施する又は非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）が策定されていない。

→ 令和3年度から当該計画の策定が規定されました。令和6年4月1日から義務化となることもそうですが、何より感染症の蔓延や自然災害は、いつ起こるかわからないので、未作成の事業所は早急に策定をお願いします。

⑨ 衛生管理等

- × 感染症の発生や、まん延を防止するため必要な措置が不十分である。

→ 感染症発生及びまん延防止のために事業者が講じなければならない措置が次のとおり規定されており、令和6年4月1日から義務化されますので、早急に対応を行ってください。

- ・ 検討委員会の定期的な開催と従業員への結果の周知
- ・ 指針の整備
- ・ 研修及び訓練の定期的実施

⑩ 掲示

- × 事業所に相談支援専門員の有する資格、経験年数などの掲示がない。

→ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援（地域移行・定着支援、障害児相談支援）の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又は備え置いてください。

⑪ 秘密保持等

- × 従業員に対し、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者の個人情報を、在職中並びに退職後も漏らさないよう、就業規則に規定されていない。
- × 従業者について、秘密保持の誓約書の徴取がされていない。
- × 利用者から同意を得ないまま、障害福祉サービス事業者等と利用者の情報をやり取りしている。

- 従業員に対し、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者の個人情報を、在職中並びに退職後も漏らすことがないように、従業者との雇用時等に取り決めを行うなど、必要な措置を講じてください。
- 他の事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意(包括的な同意で可)を得てください。
- 同意を得る家族については、家族代表としての同意ではなく、個人情報を使用するとされる家族の同意を得る様式としてください。(家族の同意欄は複数設けること。)

⑫ 虐待の防止

- × 虐待の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない。

- 虐待は、利用者の尊厳を害するものであり、あってはなりません。令和4年4月から虐待の発生又は再発を防止するために事業者が講じなければならない措置が義務化されています。
 - ・虐待防止委員会の定期的な開催と従業者への結果の周知
 - ・従業者に対し、虐待防止のための研修の定期的な実施
 - ・虐待防止担当者の配置この措置が未対応の事業者は、最優先で措置を講じるよう改善してください。

⑬ 変更の届出

- × 管理者の変更を届け出していない。

- 指定にかかる事項に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に、一般相談支援事業者は県知事に、特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者は市町村長に届け出てください。